

する告示

○特殊肥料の検査結果の公表に関

(農総研水田農業研究所)

八

告

田 県

土,

次

目

規 則

○特定商取引に関する法律に規定 則の一部を改正する規則 を示す証明書の様式を定める規 する立入検査をする職員の身分

(消費生活課)

0

○特定非営利活動法人の定款の変 ○特定非営利活動法人の設立に係 更に係る公告 (県央振 興

(利根 部 振 振 興 興

三

る公告

(北部振興本庄事務所)

(NPO活動推進課)

○狭山市営土地改良事業笹井地区 (基盤整備促進事業) 計画変更

越 農 林

兀

0

同意協議の適否決定及び土地改 良事業変更計画書の写しの縦覧

○肥料の登録に関する告示 (農総研水田農業研究所)

兀

する告示

○肥料の登録の有効期間の更新に 関する告示

○建築基準法に基づく道路の位置

0

(農総研水田農業研究所)

 \bigcirc

0

○肥料の登録の失効に関する告示

(都市計画課)

七

埼玉県規則第一号

○秩父都市計画墓園の変更

○開発行為に関する工事の完了公 袁 課

○公共施設に関する工事の完了公

○開発行為に関する工事の完了公

○普通肥料の検査結果の公表に関

埼玉県発行

の指定

(北本県土)

 \bigcirc

告

○開発行為に関する工事の完了公

九

○県道上尾久喜線の供用の開始

(杉戸県土)

○県道上尾久喜線の区域の変更

○開発行為に関する工事の完了公

飯

能県土)

○循環器・呼吸器病センター全身

 \bigcirc \bigcirc

用コンピュータ断層装置

(X 線

CT装置) 一

○建築基準法に基づく道路の位置

四

の指定

谷県土)

○開発行為に関する工事の完了公

五.

六

六

式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様

七

平成二十一年一月九日

○都市計画に関する公聴会の中止

(建築指導課)

八

八

八 八

式を定める規則 特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の の様式を定める規則の一部を改正する規則 (平成元年埼玉県規則第六十号)の 一部を次のように改正する。

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書

埼玉県知事

上

 \mathbb{H}

清

司

に、 11 商品」や「政令で定めるところにより関連商品」
リア は帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等」 別記様式 (裏) 密接関係者」を「報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者」 「第六十六条第五項」を「第六十六条第七項」に改める 第1項、 田「報告をさせ、又はその職員に、販売業者等」や「報告若しく 第2項又は前項」を「7 第1項若しくは第2項(これらの規 「報告をさせ、又はその職員 関連

契約の相手方等の公示

(経営管理課)

三

式の購入に関する

項、第2項又は第4項」や「8 定を前項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第5項」 以、「6 おいて読み替えて準用する場合を含む。)又は第5項」 以、 第1項若しくは第2項(これらの規定を第6項に (8) をし、又はこれら 第66条第1項 第1

の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告 を

> の号にお は同項の くは同条 //www.saitamaken-npo.net/))により縦 (埼玉県NPO情報ステーション (http:

「(10) 第66

 Ξ 第66

平成二十一年一月九日

埼玉県知事

田

の号にお

くは同条

申

は同項の 平成二十年十二月二十六日 -請のあった年月日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エンジョイ・

いて同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若し

条第1項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。

以下に

第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又

ートナーほっと

代表者の氏名

晴朗

に改め

四 主たる事務所の所在地

いて同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若し

条第2項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下こ

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

この規則は、

公布の日から施行する。

附 則

> Ŧi. この法人は、障害のある方、高齢者 定款に記載された目的 埼玉県北本市高尾六丁目一三七番地

する。 ビス提供を行い、その方たちが自立 に対し、生活に関わる介護、支援サー 域福祉の向上に寄与することを目的と ほっと安心のできる社会を目指し、 自分なりに楽しく豊かに暮らせ、 地

埼玉県告示第二十七号

第七号)第二十五条第四項の規定により 定款の変更の認証を受けようとする特定 特定非営利活動促進法(平成十年法律 公告する。

非営利活動法人から、

次のとおり申請書

準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、 同条第五項において

びに当該定款の変更の日の属する事業年 なお、当該申請に係る変更後の定款並

> 予算書を申請のあった日から二月間、 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 | 非営利活動法人を設立しようとする者か 央地域振興センターにおいて備え置く方 民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県 法並びにインターネットを利用する方法 清 司 , 県 ら、次のとおり申請書が提出されたの び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 www.saitamaken-npo.net/))により縦覧 びにインターネットを利用する方法(埼 書を申請のあった日から二月間、 玉県NPO情報ステーション(http:// 域振興センターにおいて備え置く方法並 活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 同条第二項の規定により公告する。 県民生

平成二十一年一月九日

埼玉県知事

上. 田

清

司

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名 平成二十年十二月二十六日

称 ンたんぽぽ 特定非営利活動法人子育てステーシ

代表者の氏名

内海

弘美

主たる事務所の所在地

兀

杉村ビル三階 埼玉県久喜市中央三丁目 一番七号

五.

定款に記載された目的

ける市民活動・行政・企業・学校等が 互の情報交換を支援し、地域社会にお 域の人々に対する子育て支援を目 に、子育てに関する団体及び個人の相 この法人は、 久喜市及びその周辺

埼玉県告示第二十八号

一第七号)第十条第一項の規定により特定 特定非営利活動促進法(平成十年法律

域社会の形成に寄与することを目的と 連携するための環境を作り、豊かな地

埼玉県告示第二十九号

域振興センターにおいて備え置く方法並 活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地 書を申請のあった日から二月間、県民生 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 なお、当該申請に係る定款、役員名簿 特定非営利活動促進法 次のとおり申請書が提出されたの 同条第二項の規定により公告する。 (平成十年法律

埼玉県知事 上 田 清 司

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名

四 主たる事務所の所在地 埼玉県深谷市上野台百二十九番地三一三

平成二十年十二月二十二日

特定非営利活動法人たけのこ

代表者の氏名

びにインターネットを利用する方法(埼 に供する www.saitamaken-npo.net/))により縦覧 玉県NPO情報ステーション(http:// 平成二十一年一月九日

代表者の氏名

定款に記載された目

Ŧi.

校休業日の生活の場を築くことによっ 学校児童の豊かで安全な放課後及び学 することを目的とする。 この法人は、保育が必要とされる小 児童の心身の健やかな発達を援助

埼玉県告示第三十号

活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地 書を申請のあった日から二月間、県民生 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 る方法 域振興センター本庄事務所において備え 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 置く方法並びにインターネットを利用す なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 特定非営利活動促進法 次のとおり申請書が提出されたの 同条第二項の規定により公告する。 (埼玉県NPO情報ステーション (平成十年法律

より縦覧に供する。 (http://www.saitamaken-npo.net/)) ₩

平成二十一年一月九日

申請のあった年月日 埼玉県知事 田 清

司

申請に係る特定非営利活動法人の名 平成二十一年一月五日

称 特定非営利活動法人チームF

より縦覧に供する。

(http://www.saitamaken-npo.net/))

兀

主たる事務所の所在地

Ŧi. くり」の実現に寄与すること、 切にした「安全で安心、元気なまちづ ことにより、 によるまちづくりに関する事業を行う 行政との協同・分担、諸団体との連携 組む「協働のまちづくり」に共感し、 行政と市民・諸団体が力をあわせて取 定款に記載された目的 この法人は、

埼玉県告示第三十一号

で、 方法並びにインターネットを利用する方 ら、次のとおり申請書が提出されたの 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 活部NPO活動推進課において備え置く 書を申請のあった日から二月間、 特定非営利活動促進法 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 (埼玉県NPO情報ステーション 同条第二項の規定により公告する。 (平成十年法律 県民生

を目的とする。

埼玉県本庄市銀座三丁目一番二十七

ることを目的とする。 て、市民の社会参加への機会を提供す "人とひととの絆" を大 本庄市が進めている 合わせ

申請のあった年月日 平成二十一年一月

埼玉県知事

上 九日

田

清

司

兀 山野井 申請に係る特定非営利活動法人の名 代表者の氏名 主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人大人の学校 平成二十年十二月十八日 美代

Ŧi. 豊かで活き活きとした事業を行い、 要とされる情報を発信できるような、 力ある地域社会の実現に寄与すること を超えて真実を学び深め、同時に、 題への解決の糸口を探りながら、 美と健康をテーマとする講座を開催 して、食・研修・市民力・生活文化 し、受講する人々が、講座を通して問 この法人は、地域で暮らす人々に対 定款に記載された目的 埼玉県さいたま市南区別所五丁目 時代 活 必

埼玉県告示第三十二号

で、 ら、次のとおり申請書が提出されたの 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 特定非営利活動促進法 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 同条第二項の規定により公告する。 (平成十年法律 埼玉県告示第三十四号

肥料取締法

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 書を申請のあった日から二月間、県民生 より縦覧に供する 活部NPO活動推進課において備え置く 方法並びにインターネットを利用する方 (http://www.saitamaken-npo.net/))(埼玉県NPO情報ステーション 三 四 <u>Ŧ</u>i.

平成二十一年一月九日

埼玉県知事

上 田

清 司

申請のあった年月日 平成二十年十二月二十六日

称 申請に係る特定非営利活動法人の名

> ワーク 代表者の氏名 特定非営利活動法人フレンズネット

主たる事務所の所在地

六番一一号埼玉ビル二階A号室 定款に記載された目的

精神障害者の福祉の増進を図るととも ことができるよう支援を行い、もって 自立した日常生活又は社会生活を営む 互に人格と個性を尊重し安心して暮ら

埼玉県さいたま市南区別所三丁目

この法人は、精神障害者に対して、 障害の有無にかかわらず市民が相

することを目的とする

埼玉県告示第三十三号

一第五項において準用する同法第四十八条 井地区 当と決定したので、 同意協議を平成二十年十二月二十六日適 準用する同法第八条第一項の規定によ 準用する同法第四十八条第九項でさらに 十五号)第九十六条の三第五項において 土地改良法 狭山市長からの市営土地改良事業笹 (基盤整備促進事業)計画変更の 同法第九十六条の三

り、

すことのできる地域社会の実現に寄与 | 第九項でさらに準用する同法第八条第六

(昭和二十四年法律第百九

係る土地改良事業変更計画書の写しを次 項の規定により公告し、及び当該決定に

のとおり縦覧に供する。

縦覧期間 平成二十一年一月九日 埼玉県知事 上.

田

清 司

十一年二月九日まで 平成二十一年一月十三日 から平成

縦覧場所

る

(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定により、平成二十年 平成二十一年一月九日

十一月十八日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告す

埼玉県知事 上 \blacksquare 清 司

六七六号	六七 五 号	登 録 番 号
魚かす粉末	魚かす粉末	肥料の種類
魚荒骨8	魚荒骨 5	肥料の名称
りん酸全量 ○・○	りん酸全量 一七・○	その他の規格
東京都江東区福住一丁目12番15号関東肥料工業株式会社	東京都江東区福住一丁目12番15号関東肥料工業株式会社	又は名称及び住所生産業者の氏名

の規定により公告する。

平成二十一年一月九日

平

成二十年十月三日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、

同法第十六条第一項

(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、

埼玉県告示第三十五号

肥料取締法

埼玉県知事 上 田 清

司

埼玉県告示第三十六号

	I	
六 玉 六 玉 号 第	六五○ 号 号	登録番号
配合肥料	魚かす粉末	肥料の種類
1 2 0 ゆうきくん	10-5フィッシュミール	肥料の名称
窒素全量 一・○ りん酸全量 二○・○ 含有を許される有害成 分の最大量及びその他 の制限事項は公定規格	りん酸全量 五・○	保証成分量 (%)
平成二十三年十一月九日	平成二十六年十月二十二日	登録の有効期限
東京都江東区亀戸六丁目49番12号	東京都江東区亀戸六丁目49番12号大東肥料株式会社	又は名称及び住所生産業者の氏名

成二十年十月十七日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、平 項の規定により公告する。 平成二十一年一月九日

六 二 玉 五 果	六 埼 ○ 玉 	登 録 番
号乾燥菌体肥料	号、乾燥菌体肥料	号肥料の種類
乾燥菌体肥料76号	乾燥菌体肥料 4 2 号	肥料の名称
室素全量 七・○ りん酸全量 六・○ 含有を許される有害成 分の最大量及びその他 の制限事項は公定規格	室素全量 四・○ りん酸全量 二・○ 含有を許される有害成 分の最大量及びその他 の制限事項は公定規格	その他の規格
平成二十三年十月二十七日	平成二十三年十月十七日	登録の有効期限
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号朝日工業株式会社	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号朝日工業株式会社	又は名称及び住所生産業者の氏名

埼玉県知事

上

田 清 司

埼玉県告示第三十七号

五 埼

 $\odot \Xi$

六号第

登

録

番 号

肥

埼玉県告示第三十八号

成二十年十二月十六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、

平

項の規定により公告する。

平成二十一年一月九日

埼玉県知事

上

田

清

司

成二十年十二月八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、 混合有機質肥料 料 0) 種 類 混合有機質肥料 5. 肥 料 0) 同法第十六条第一 名 5 2 号 称 加里全量 窒素全量 のとおり 分の最大量は公定規格 含有を許される有害成 りん酸全量 その他の保証成分量 平 項の規定により公告する。 平成二十一年一月九日 規 % 格 平成二十三年十二月十二日 有 登 効 録 期 限の 又 生 埼玉県日高市原宿753番地の1 千成産業株式会社 埼玉県知事 は 産 名 業 称 者 上 及 \coprod び

四 埼 四 玉 五 県 号 第	四 埼 四 玉 四 県 号 第	四四三号
混合有機質肥料	混合有機質肥料	魚かす粉末
5. 0魚かす混合肥料	6. 0魚かす混合肥料	7. 0魚かす粉末
窒素全量 五・○ りん酸全量 五・○ 分の最大量は公定規格 のとおり	室素全量 六・○ ち有を許される有害成 分の最大量は公定規格 のとおり	りん酸全量 五・○
平成二十三年十一月十一日	平成二十三年十一月十一日	平成二十六年十一月十一日
東京都江東区亀戸六丁目49番12号大東肥料株式会社	東京都江東区亀戸六丁目49番12号大東肥料株式会社	東京都江東区亀戸六丁目49番12号大東肥料株式会社

清

司

住氏

所 名

			の埼料サ	ſ			
三三五 号第	六七四号	登 録 番 号	の登録が失効したので、肥料取締法(昭和二十埼玉県告示第三十九号		六 二 八 号 第	六 二 七 号 第	登録番号
生石灰	魚かす粉末	肥料の種類	したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定によ二十九号		蒸製骨粉	蒸製骨粉	肥料の種類
生石灰	魚骨 9	肥料の名称	第十四条の規定により、		2 1. 0 蒸製骨粉	2 1. 0 蒸製骨粉	肥料の名称
アルカリ分	りん酸全量	その他の規保証成分量(%			定規格のとおり 定規格のとおり	定規格のとおり 定規格のとおり	その他の規格
八 〇 · 〇	九 九 〇 〇	格)	年		平成	平成	有 登
東京都中央区日本橋小吉澤石灰工業株式会社	東京都江東区福住一丁関東肥料工業株式会社	又生は産	·一年一月九日		平成二十七年一月七日	平成二十七年一月七日	効 録 期 限の
東京都中央区日本橋小舟町3番2号吉澤石灰工業株式会社	東京都江東区福住一丁目12番15号関東肥料工業株式会社	名称及び住所業者の氏名	埼玉県知事 上 田 清 司		東京都墨田区東墨田2丁目19番1号ミヤコ製肥株式会社	東京都墨田区東墨田2丁目19番1号株式会社イシダ	又は名称及び住所生産業者の氏名

埼玉県告示第四十号

会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を る次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴 平成二十年十二月二日付け埼玉県告示第千六百二十号で告示した都市計画に関す

番号

区 域 名

市町村名

種類及び名称都市計画の

期日及び時間

場 所

和光

和光市

発及び保全の 域の整備、開 に 都市計画区

時から野成二十一年一

三会議室

方針

「区域区分」

平成二十一年一月九日

中止する。

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県農林総合研究センター所長告示第

肥料取締法

(昭和二十五年法律第百二十七号)

第三十条第七項の規定により、

通肥料の検査の結果を次のとおり公表する

平成20年11月分

埼玉県告示第四十一号

都市計画墓園を次のとおり変更した。 市整備部公園課において縦覧に供する。 同法第十八条第一項の規定により、秩父 なお、当該変更に係る図書を埼玉県都 都市計画法 第二十一条第二項において準用する (昭和四十三年法律第百

平成二十一年一月九日

大宮字峯沢、大宮字中峯沢、大宮字市 秩父市大宮字上ノ台、大宮字東平、 都市計画を定める土地の区域 埼玉県知事 上 田 清 司

び横瀬町大字横瀬字十五番地内 都市計画に係る墓園の名称

大宮字上後矢追、大野原字峯沢及

兀

の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 第三十六条第三項の規定により、 (昭和四十三年法律第 次 百

秩父聖地公園

埼玉県告示第四十二号

公告する。

平成二十一年一月九日

埼玉県知事 田 清 司

許可番号

平成二十年十二月十六日 指令杉整第二〇〇〇〇六一 号

検査済証番号

平成二十年十二月二十五日第七十三

号

三 開発区域に含まれる地域の名称 南埼玉郡菖蒲町大字下栢間字上在来

九一五番一

昭和シェル石油株式会社 東京都港区台場二丁目三番二号 開発許可を受けた者の住所及び氏名 代表取締役社長 新井 純

埼玉県告示第四十三号

一の公共施設に関する工事が完了したの 都市計画法 第三十六条第三項の規定により、 (昭和四十三年法律第百 次

公告する。

平成二十一年一 一月九日

埼玉県知事 田 清 司

号)第三十六条第三項の規定により、

次

の開発行為に関する工事が完了したの

埼玉県告示第四十四号

都市計画法

(昭和四十三年法律第百

許可番号

平成二十年十一月十日

検査済証番号

開発区域に含まれる地域の名称

公共施設の種類、 位置及び区域

兀

道路

九番四外一八筆 入間郡越生町大字西和田字川内 四

株式会社 群馬県高崎市高関町三八〇番地 開発許可を受けた者の住所及び氏名 カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

指令飯整第二〇〇〇二四 || 号

平成二十一年一月五日第七十四号

九番一外四六筆 入間郡越生町大字西和田字川内三 三四

<u>Ŧ</u>i.

兀

埼玉県知事

平成二十一年一月九日

公告する。

上 田 清

司

許可番号

平成二十年十一月二十七日 指令杉整第一九〇〇六六二号

検査済証番号

一、四八番一、五二番一、五二番六、 開発区域に含まれる地域の名称 平成二十一年一月五日第七十五号 北葛飾郡杉戸町杉戸三丁目四六番

開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都渋谷区広尾一―七―二〇

代表取締役社長 株式会社 サジェスト 宮内

年一

月九日

埼玉県農林総合研究センター 星 裕 治

海域の海道	保証票添计者	甲巻の名称	齊	性 性 性	を	9		の 類 関
肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称) j		听 檢		藢	検 査 保証
			頂		Ш	指摘事項		指摘事項 の 検
魚かす粉末	三幾飼料工業株式会社	8.0雑魚荒かす粉末	主 成 分一TN、TP	11	TP	TP	TP	TP
魚節煮かす	千成産業株式会社	9.0千成魚節煮かす	主 成 分—TN					
乾燥菌体肥料	千成産業株式会社	6.2千成乾燥菌体肥料	主 成 分一TN、TP 有害成分一カドミウム	₹₽. N, TI	N, TP ミウム	N, TP ミウム	N, TP ミウム	N, TP ミウム
混合有機質肥料	千成産業株式会社	千成混合有機質肥料	主 成 分一TN、TP 有害成分一ひ素、カド	λ, TI	N、TP 、カドミウム	111	111	111

1 = 1 分析候館及ひその地検査の欄は、候館対象何口主体の肥料を代表し待るように必要接数(はちの場合には、必要部位数)を抽出し、及び混合した試料1点に ついて検査した結果である。

- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 主成分の略号は次のとおりである。

TN―窒素全量、TP―りん酸全量

^^^^^

埼玉県農林総合研究センター所長告示第二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、

殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成20年11月分

平成二十一年一月九日

特

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕

治

											_
30 1.84 20.4 51.18		1.84	30	7	0.07	1.46 1.42 0.07	1.46		よみガエル	株式会社富士商事	
2.86 8.5 29.12	2.86		157	38	1.49	2.94 2.05 1.49	2.94	肥	千成リサイクル堆肥	千成産業株式会社	
3.21 15.4 27.67	3.21		113	24	2.28	1.61 2.80 2.28	1.61		関東肉牛堆肥	有限会社関東肉牛肥育	たい肥
TCa C/N 水分 その他の検 (%) 在	TCa (%)		TZn (mg/kg)	TCu (mg/kg)	TK (%)	TP (%)	(%) NT	谷	田	田 出 業 者	指 沒 允
結果	豁		0	検 査	,					(年3月47年3月47年十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	4. A. E.

2

							おりである。	略号は次のと	分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。	備考:1
0.06 3.0 52.46	0.06	5	2	1.39	5.77 1.16 1.39	5.77	Х A	ソルノースA	三幾飼料工業株式会社	
6.55 6.9 21.02	6.55	966	528	0.81	3.63 7.34 0.81	3.63	7-	豚ぷんパワー	仲田稔	

1N―至糸王里、1F―りん厥王里、1K―加里王里、1CU―卿王里、1ZD―里趙王里、1Ca―右州王里、C/N―灰糸至糸圫、小ガー小ガ音有里

分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である

埼玉県北本県土整備事務所長告示第 一号

る道路の位置の指定を次のとおり行った。 建築基準法 (昭和) 一十五年法律第二百 号 第四十二条第一 項第五号の規定によ

> 平成二十一年一 一月九日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

第三号	指定番号
平成二十年十二月二十五日	指定年月日
四—五 北足立郡伊奈町大字小室字本五千六百五十	指定した道路の位置
<u>™</u> • •	(単位メートル) 道路の幅員
三 一 九 一	(単位メートル) 道路の延長
代表取締役 櫻井道正信栄ホーム株式会社 運田市本町五番十六号	申請者の住所及び氏名又は名称

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 第三十六条第二 (昭和四十三年法律第百 三項の規定により、 次 三

一月九日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根

岸

兀

平成二十一年

公告する。

功

平成二十年三月二十一日 許可番号

指令飯整第一九〇〇四九〇号

栗原 良昭

検査済証番号

平成二十年十二月二十五日 飯整第二〇〇〇三二号

開発区域に含まれる地域の名称

一番二 入間郡毛呂山町大字前久保字東本五

棟402号 開発許可を受けた者の住所及び氏名 ふじみ野市上野台三丁目6番121

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号 | 二

で、 号) 第三十六条第三 の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 公告する。 *第三項の規定により、次(昭和四十三年法律第百

平成二十一年一月九日 埼玉県飯能県土整備事務所長

根 岸

許可番号

功

兀

開発区域に含まれる地域の名称 飯整第二〇〇〇三四号 入間郡毛呂山町大字長瀬字塚場七五

平成二〇年十二月二十六日

検査済証番号

開発許可を受けた者の住所及び氏名 人間郡毛呂山町大字岩井一八六六番

森 人

指令飯整第二〇〇〇〇四一 平成二十年六月十三日

号

区域を次のように変更する。

その関係図面は、

道路法

(昭和二十七年法律第百八十号)

第十八条第一項の規定に基づき、

道路の

課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第 一号

る道路の位置指定を次のとおり行った。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百 号 第四十二条第 一項第五号の規定によ

平成二十一年一月九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 Ш 倫

正

第	
四 号	指定番号
平成	指
十年年	定
+ -	年
十二月二十	月
四 日	日
八大番里	指
一郡	定
千四百六十八番六十八番六	l
四百六十八番六町大字牟礼字福	た
八 礼 番 字	道
Ⅰ 泉	路
5 5 千 四	<i>O</i>
旨六十	位 置
+	旦
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(単位メートル)道路の幅員
三十八、四七	(単位メートル) 道路の延長
代表取締役 新井 弘 大里郡寄居町大字富田四十一番地二	申請者の住所及び氏名又は名称

埼玉県行田県土整備事務所長告示第 号

の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法(昭和四十三年法律第百 第三十六条第三項の規定により、次 公告する。

平成二十一年一月九日

検査済証番号

指令行整第二〇〇〇一九一号

埼玉県行田県土整備事務所長

沢 郁一郎

三

平成二十年十二月二十六日

許可番号

平成二十年十二月二十六日第三十号

開発区域に含まれる地域の名称 北埼玉郡大利根町大字中渡字中内一

五、一二一六、一二一七

開発許可を受けた者の住所及び氏名

四

一番地三 根岸 埼玉県北埼玉郡大利根町大字中渡 正明

道路の種類 県道

路 線 上尾久喜線

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平

井

順

平成二十一年一月九日

道路の区域

の適用を受ける調達について、契約の相 埼玉県病院事業告示第一号 手方を決定したので、 コンピュータ断層装置(X線CT装 WTOに基づく政府調達に関する協定 名称及び所在地 5番10号 1696番地 事務局 業務部 埼玉県熊谷市板井 契約に関する事務を担当する部局の 契約者の氏名及び住所 契約者を決定した日 購入等件名及び数量 平成20年10月31日 契約の相手方を決定した手続 契約金額 フクダ電子西関東販売株式会社 平成20年12月16日 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 平成二十一年一月九日 入札の公告又は公示を行った日 162,750,000円 埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目 循環器・呼吸器病センター 般競争人札 | " 埼玉県病院事業管理者 発 行 日 毎 火曜日・金曜日 次のとおり公示す 週 能 全身用 睿 購読料金 年四万三 便 料 金 を 千 含 兀 百 発 行 者 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八一八二四 一(代表)| /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 埼玉県報ホームページアドレス 印刷所 さいたま市南区別所三― 関 ○四八—八六二—二九○一 東 図 書 株 式 会

社